

令和6年度吉備中央町低所得世帯支援給付金 及び子ども加算給付金のお知らせ

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策として、物価高騰による負担増を踏まえ、令和6年度住民税非課税世帯を対象に1世帯当たり3万円の給付金を支給します。さらに対象世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している低所得者の子育て世帯に対して児童1人当たり2万円（子ども加算）を支給します。

支給対象者は、基準日（令和6年12月13日（金））において、住民登録があり、世帯全員の令和6年度の住民税均等割が非課税である世帯です。

本給付金の支給を受ける方は、特に申請等の手続きは必要ありません。

支給方法は、原則として、別紙に記載されている令和5年度、令和6年度非課税等給付金の振込口座へ自動的に振込します。

本給付金の支給を辞退する方、やむを得ず本給付金の振込先口座の変更を希望する方、以下の【確認事項】に該当しない方は、令和7年2月18日（火）までに以下お問い合わせ先までご連絡ください。連絡がないまま受給し、後日支給要件を満たさないことが判明した場合、返還を求めることがあります。

【確認事項】

- ・世帯の全員が、令和6年度住民税が課税されている他の親族等（子・親等）の扶養を受けている世帯ではありません。
- ・世帯の中に、令和6年度住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ・令和6年度において、既に他自治体で同種給付金（3万円及び子ども加算2万円）の給付を受けていません。

【お問い合わせ先】〒716-1192 吉備中央町豊野 1-2

吉備中央町 福祉課 社会福祉班 TEL 0866-54-1317

受付時間：8：30～17：15（土日祝は除く）